

東浦町農業振興事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業者の組織する団体等が行う農業振興事業に対する補助金の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 この要綱に基づき交付する補助金名、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 前条に規定する補助金の額は、予算に定める額の範囲内において町長が定める額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業完了後30日以内又は当該事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに東浦町農業振興事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 補助対象経費に係る支払いの内訳が確認できる書類

(2) 振込先の口座番号等が確認できる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた者が、規則の規定に基づき行う実績報告は、前条に規定する補助金の交付の申請をもって代えるものとする。

(状況報告)

第6条 町長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め又は検査することができる。

2 補助事業者は、当該事業に係る収支を整理し、帳簿等関係書類を整理しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成2年6月18日から施行し、平成2年度他用途利用米の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月6日から施行し、平成3年度他用途利用米及び農業用廃ビニール収集処理の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱による改正後の東浦町農業振興事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後にされる申請に係る東浦町農業振興事業費補助金について適用し、同日前にされた申請に係る東浦町農業振興事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金名	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
有機センター 施設利用補助 金	農業者団体又は 農業者	あいち知多農業協同組 合の総合有機センター 施設利用に要する経費 ただし、当該事業年度 の2月分までとする	左欄に掲げる経費（上 限有機センター搬入量 1 t 当たり500円）
遊休農地対策 事業補助金	農業者団体又は 農業者	遊休農地を耕作しうる 状態に復元するために 要する経費	左欄に掲げる経費（上 限農地面積1平方メー トル当たり30円）

様式第 1 （第 4 条関係）

東浦町農業振興事業費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

東浦町長

団体名
代表者職氏名
連絡先電話

年度において、次の事業を実施するため補助金の交付を受けたく、関係書類を添えて申請します。

申請金額 金 円

1 事業

実施事業名	
事業内容	
事業の目的	

2 補助金振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協		本支店名	店
預金種別	1 普 通 2 当 座 3 その他	口座番号		
(フリガナ)				
口座名義人				